

事業主 殿

東京都自動車整備健康保険組合  
( 公 印 省 略 )

## 19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

平素より当健保組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和7年度税制改正におきまして、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除が創設されました。健康保険の被扶養者の認定要件につきましても、厚生労働省保険局長より令和7年7月4日付で下記のとおり取扱いが通知されましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこと。なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、これまでと同じとすること。
2. 船員保険法第2条第9項各項に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。
3. 上記の取扱いは、令和7年10月1日から適用すること。

健保組合におきましても、厚生労働省保険局長通知に基づき令和7年10月1日より上記のとおり、取扱いを変更いたしますので、よろしく願いいたします。

問い合わせ先

TEL (代表) 03 (3432) 2401  
業務課宛